

労働関係情報 CU掲示板 2020年10月27日

お知り合いや友人、団体、組織内での転送、回覧を、よろしくお願いします

●● 「自己都合」失業手当 給付早まる 生活支え、転職 ... 東京新聞

10月26日 www.tokyo-np.co.jp/article/64266_キャッシュ 失業手当は、雇用保険に加入し、一定の要件を満たした人が退職した場合に受け取れる。解雇などの会社都合による退職は、ハローワークへの離職票提出後一週間で手当の支給が始まるが、自己都合の場合は三ヶ月の制限が・・・※ 10月1日から この期間制限が2ヶ月に短縮された。

● 大阪都構想 反対が賛成上回る 9月上旬の前回調査から賛否逆転 世論調査

<https://mainichi.jp/articles/20201025/k00/00m/040/065000c> 毎日新聞 10月25日

大阪市を廃止し、四つの特別区に再編する「大阪都構想」について、毎日新聞は23～25日、大阪市内の有権者を対象に電話による2回目の世論調査を実施した。都構想への賛否は反対が43・6%で、賛成の43・3%を上回った。賛成49・2%、反対39・6%だった9月上旬の前回調査から賛否が逆転した。11月1日に投開票される住民投票に向け、賛否は拮抗(きっこう)している。

調査は大阪市の有権者を対象に共同通信社、産経新聞社、毎日放送、関西テレビと共に実施。データは共有し、分析・記事化は各社で行った。コンピューターで無作為に発生させた番号に電話をかけるRDD(ランダム・デジット・ダイヤリング)法を用い、実際に有権者がいる世帯にかかったのは1446件、うち1043人から回答を得た。【津久井達】

● 「憲法違反、撤回すべき」任命拒否の ... www.tokyo-np.co.jp/article/63858 -

キャッシュ 東京新聞 10月24日 「憲法違反、撤回すべき」任命拒否の4教授会見 学術会議問題.... 正則早稲田大教授(行政法)や松宮孝明立命館大教授(刑事法)ら4人が23日、日本外国特派員協会で記者会見し、「総理の任命拒否は違憲違法だ。... の強みは批判に開かれ、自らを修正する能力にある。能力が鍛えられ発展することを確信している」などとメッセージを寄せた。(望月衣塑子) ...

● 核兵器禁止条約 1月22日発効 /ホンジュラス批准 50カ国到達/

「歴史的な日」 しんぶん赤旗 10月26日

● 核兵器禁止条約の発効の確定を心から歓迎する/2020年10月25日

日本共産党幹部会委員長 志位和夫 しんぶん赤旗 10月26日

● ANA、3500人削減へ 採用中止や定年退職で : 東京新聞 10月25日 ...

www.tokyo-np.co.jp/article/64177/ ___キャッシュ ANAホールディングス(HD)が2022年度までにグループ全体の社員数を約3500人削減する方針を固めたことが25日、分かった。採用中止や定年退職による自然減により、現在約4万6千人の人員規模を圧縮する。...

●●旧労働契約法20条に関する5つの最高裁判決についての声明 10月21日、民主法律協会として標記声明を発出・執行しました。(最高裁にも送付することにしました) 一読いただき、ぜひご活用ください。<https://www.minpokyo.org/release/2020/10/7379/>以下・抜粋紹介。

15日の日本郵便3事件では、最高裁第一小法廷(山口厚裁判長)は、扶養手当、年末年始勤務手当、有給の病気休暇制度、夏期冬期休暇及び祝日給手当について、各手当等の趣旨が原告ら契約社員にも当てはまるものとして、格差は不合理であり違法とする原告勝訴の判決を言い渡した。それ以外にも、最高裁は、会社が転居を伴う配置転換のない新一般職員の正社員に支給していた住居手当を不合理な労働条件であるとした高裁判決について会社側上告を受理せず、住居手当の格差を違法との判断を確定させた。

他方で、13日の大阪医科薬科大学事件では、最高裁第三小法廷(宮崎裕子裁判長)は、研究室秘書として勤務してきたアルバイト職員(有期雇用・時給制)の賞与の格差について、正職員の60%の支給率を下回る部分について違法としていた大阪高裁判決を取り消し、原告の賞与格差に関する請求を棄却し、また同日のメロコマス事件では、同第三小法廷(林景一裁判長)は、地下鉄の売店販売員として長年勤務してきた契約社員の退職金の格差について、正社員の支給率の4分の1を下回る部分を違法としていた東京高裁判決を取り消し、原告らの退職金格差に関する請求を棄却するという、いずれも極めて不当な判決を言い渡した。

3 日本全体で見れば、**非正規労働者は2120万人超え、非正規率は38%に達するなど、格差是正・均等待遇の実現は喫緊の課題**である。旧労働契約法20条をめぐる格差是正のたたかいは、個人の尊厳や差別されないという平等権に基づいて、また国際的に承認された同一価値労働同一賃金原則という基本的人権に関する課題に真正面から取り組むものである。

2020年10月21日 民主法律協会 会長 萬井 隆令

● 郵便局 非正規契約社員 待遇に不合理な格差 違法の判断 最高裁

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201015/k10012664601000.html> NHK 10月15日

● 保健所の業務逼迫、186時間残業の保健師も...自治労連 ...www.yomiuri.co.jp/national/20201012-OYT1T50151/-キャッシュユ -新型コロナウイルス感染が急拡大した4月の保健所の労働実態について日本自治体労働組合総連合(自治労連) ... 人数で見ると165人中49人で、中には186時間の残業をしたケースもあり、自治労連は保健所の人員体制... **読売新聞 10月12日発表**

● 東北大と組合が和解/非正規雇い止め 誠意持ち交渉へ **しんぶん赤旗 10.13**

● **ジェンダー平等政治を**はたらく女性の中央集会開催 **しんぶん赤旗 10.11**

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館1階 TEL03-3946-9277 FAX03-5395-3242

(組合費 月2000円、内1000円は労働共済費。協力組合員1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟3千名を目標に拡大中。

中小企業家との共同・連携、市民と野党の共同も追及。詳細はCU東京のHPをどうぞ) お問い合わせ・情報のご提供をどうぞ。直接ご返信か、maezawa-dan@cutokyo.jpへ。